

「危機管理拠点としての県庁舎」のあり方



目次

1.災害リスクの把握、本庁舎の被害想定等

- (1)想定される災害リスクと滋賀県業務継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- (2)災害リスク(地震)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- (3)災害リスク(水害)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- (4)地震・水害時における滋賀県本庁舎の被害想定等・・・・・・・・・・・・P7

2.課題と取り組みの方向性

- (1)課題と時間軸を踏まえた取り組みの方向性(短期・中期・長期)・・・・P8
- (2)大規模災害時に必要となるスペースの事例・・・・・・・・・・・・・・・・P9
- (3)平常時・災害時の機能転換の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

参考資料：耐震安全性の分類・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

(1)想定される災害リスクと滋賀県業務継続計画

滋賀県業務継続計画を確実に実行できる施設計画の検討が必要

滋賀県地域防災計画において 想定されている災害

1. 震災

- ・直下型地震
- ・海溝型地震

2. 風水害等

- ・水害・土砂災害・風害・
雪害等

3. 事故災害

- ・湖上災害・航空機災害・
鉄道災害・道路災害・
大規模火事災害等

4. 原子力災害

5. その他

- ・上記1～4の複合災害

滋賀県業務継続計画(第3版)／平成31年3月

1. 対象とする事象

- ・琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ巨大地震、集中豪雨・河川洪水による大規模な風水害等、通常の体制では県の業務継続が難しくなるような大規模な災害

2. 大規模災害が発生した場合の業務継続の考え方

- ・非常時優先業務の実施に万全を尽くす。
- ・非常時優先業務の実施に必要な職員、執務スペース、情報スペース、情報システム、ライフライン等、業務に必要な資源を優先的に確保
- ・優先通常業務以外の通常業務については、休止・縮小
- ・その後、業務に必要な資源が回復するに従い、非常時優先業務の実施に影響を与えない範囲で順次再開する。

3. 大規模災害が発生した場合の業務執行体制

- ・地震発生時の体制が定められており、その他の災害については、地震の場合を参考に対応

4. 大規模災害時の執務環境の確保

- ・大規模災害により県の本庁舎が被災し、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な執務環境に制約が生じた状況において、非常時優先業務を実施するための資源（執務環境）の確保が必要

最も大きな被害が想定されている震災への対応、近年頻発している豪雨災害への対応を中心に検討

1.災害リスクの把握、本庁舎の被害想定等

(2)災害リスク(地震)：発生の可能性

1.直下型地震

滋賀県内には、琵琶湖西岸断層帯をはじめとする数多くの断層帯が存在し、直下型地震が身近で起こる可能性がある。

〈類似例〉

- ・阪神・淡路大震災(1995年)、熊本地震(2016年)、能登半島地震(2024年)

2.海溝型地震

南海トラフ巨大地震は広域的な被害が発生し、滋賀県も大きな影響を受ける可能性がある。

〈類似例〉

- ・東日本大震災(2011年)

3.県庁舎敷地とその周辺の地震に係るハザードマップ

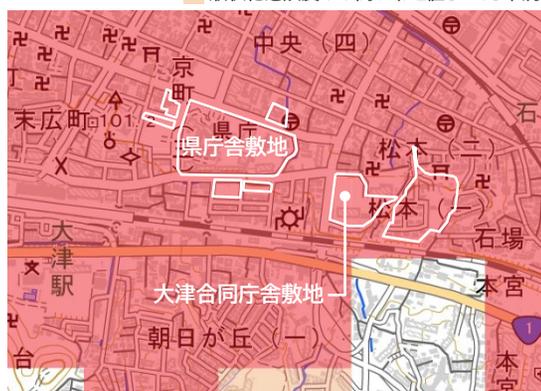
震度予測 ■ 震度7 ■ 震度6強



琵琶湖西岸断層帯地震の場合が
県庁舎敷地一帯の震度は最も大きい

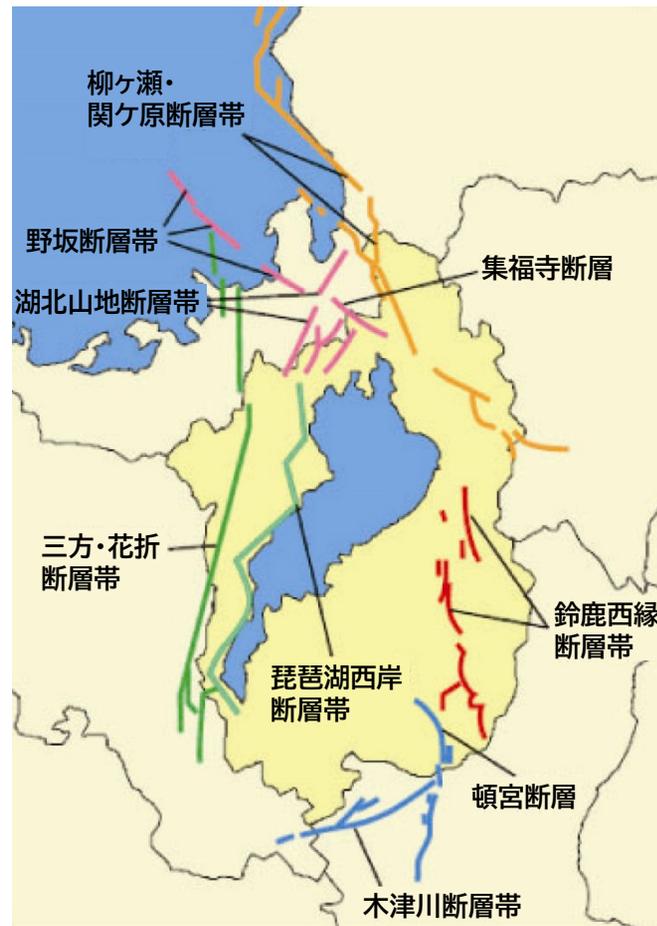
液状化予測 ■ 液状化危険度高い(PL値15~)

■ 液状化危険度やや高い(PL値5~15未満)



大地震時に県庁舎敷地一帯の液状化が予測される

滋賀県内および周辺の主要活断層帯



(滋賀県防災情報マップによる)

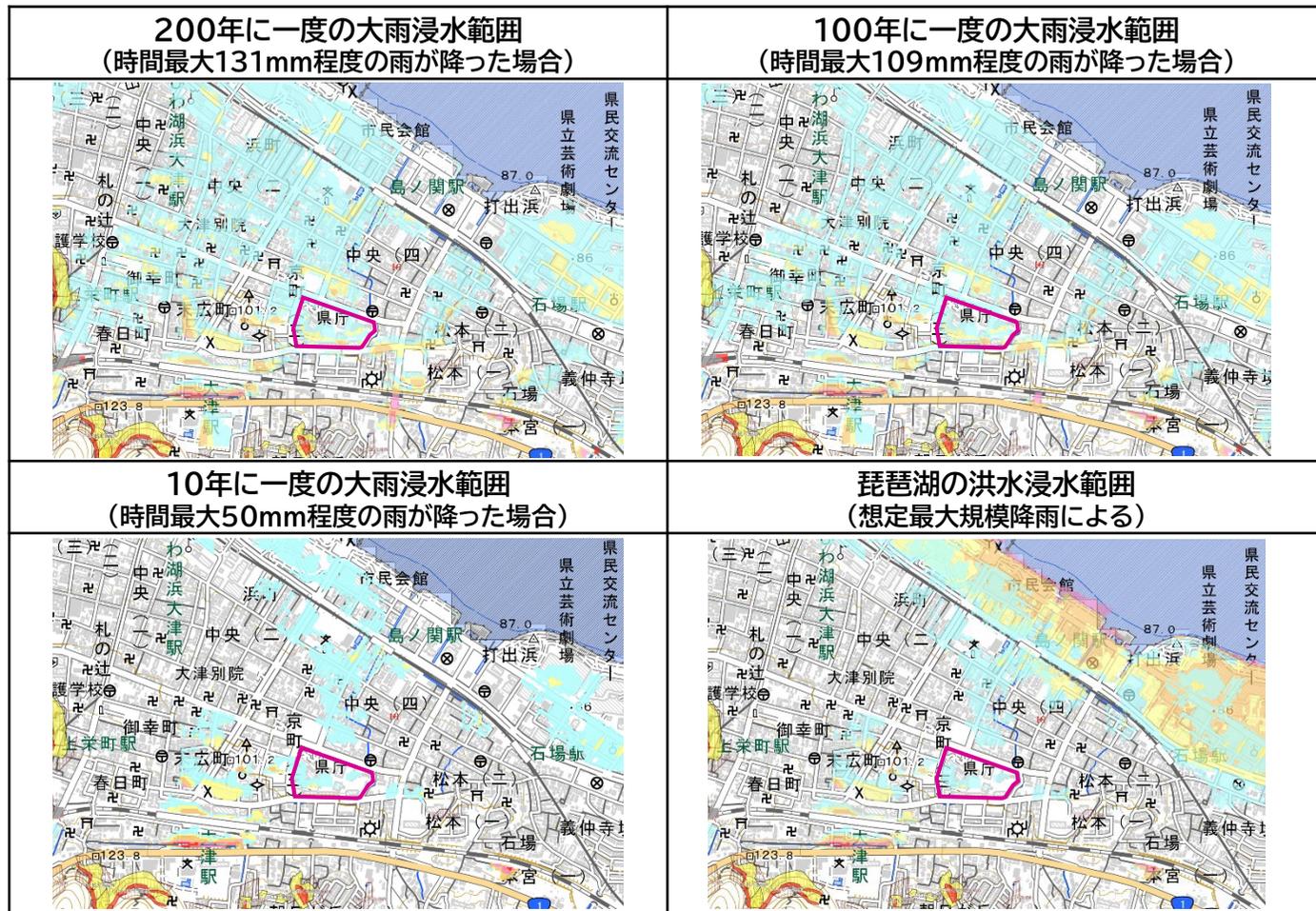
(2)災害リスク(地震)：被害想定(滋賀県地域防災計画／令和7年1月による)

最大被害想定では熊本地震や能登半島地震を上回る被害が想定されている。

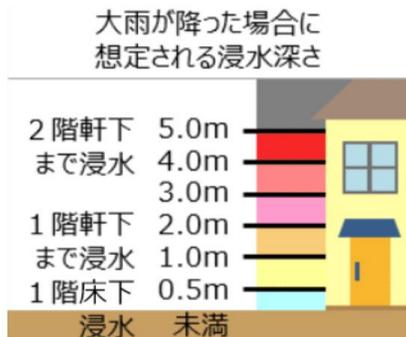
想定地震 発生確率 S:高い A:やや高い Ⅲ:高い	震度/地域	最大建物被害(棟)		最大人的被害(人)		県域の 道路被害	県域の 鉄道被害
		全壊/半壊	全焼 冬の夕方・ 風速8m	死者 冬の深夜	負傷者 冬の深夜		
①琵琶湖西岸断層帯 (Sランク)	震度7・6強 大津・ 南部・ 高島地域	39,000棟 84,000棟	3,900棟	2,200人	21,000人	約700箇所 京都方面との交通断絶 湖西・南部地域で物資・人員 輸送困難	約500箇所 県全域で運行停止 JR新幹線・琵琶湖線・湖西線 は長期間運転再開困難
②花折断層帯 (Aランク)	震度6強・6弱 大津・ 南部・ 高島地域	18,000棟 53,000棟	1,600棟	900人	10,400人	約700箇所 京都方面との交通断絶 湖西・南部地域で物資・人員 輸送困難、孤立集落発生	約500箇所 県全域で運行停止 JR新幹線・琵琶湖線・湖西線 は長期間運転再開困難
③鈴鹿西縁断層帯 (Aランク)	震度7・6強 湖東・ 東近江地域	11,000棟 28,000棟	1,100棟	600人	6,600人	約700箇所 湖東・東近江・湖北地域の被 災地で物資・人員輸送困難	約400箇所 草津以東で運行停止 JR新幹線・琵琶湖線 草津線は長期間運転再開困難
④南海トラフ巨大地震 (Ⅲランク)	震度6強・6弱 県全域	11,000棟 74,000棟	1,800棟	500人	10,400人	約900箇所 液状化被害が顕著 斜面・盛土被害も発生	約700箇所 県全域で運行停止 長期間運転再開困難
●熊本地震 (2016年) (発災前の評価:Aランク)	震度7:益城町・ 西原村 震度6強:中央 区・東区・西区	5,761棟 47,730棟	4棟	252人 (うち災害関連 死202名)	2,720人	約2,000箇所	JR豊肥本線→被災から4年後 に全線運転再開 南阿蘇鉄道→被災から7年後 に全線運転再開
●能登半島地震 (2024年) (発災前の評価:Aランク)	震度7 輪島市・志賀町	6,461棟 23,336棟	263棟	515人 (うち災害関連 死287名)	1,394人	半島北部にアクセスする 主要5経路中4経路が 通行不能	主要な鉄道は被災から3か月 で全線運転再開

(3)災害リスク(水害)：水害・土砂災害の被害想定(滋賀県防災情報マップによる)

- ・本庁舎敷地は0.5m~1.0m未満の浸水リスクがある。
- ・本庁舎敷地は土砂災害リスクは無い。



- 凡例
- ・土砂災害危険箇所
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - ・土砂災害警戒区域等
 - 特別警戒区域(指定済)
 - 警戒区域(指定済)
 - ・最大浸水深図
 - 0.5m未満 ■ 0.5m-1.0m未満
 - 1.0m-2.0m未満
 - 2.0m-3.0m未満
 - 3.0m-4.0m未満
 - 4.0m-5.0m未満 ■ 5.0m以上
 - 解析対象外



(4)地震・水害時における滋賀県本庁舎の被害想定等

地震・水害に対して、建物性能や災害対応スペースに関して課題がある。

災害	項目	対象建物	現状の性能等	大地震・水害時の被害・障害の可能性等
1.地震	(1)構造体	①本館	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力:建築基準法レベル(Ⅲ類) 杭の有無不明 	<ul style="list-style-type: none"> 部分的な損傷が生ずるが建物全体の耐力低下は著しくない。
		②新新館	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力:建築基準法の1.25倍レベル(Ⅱ類) 杭の性能:地震力を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな補修を行うことなく建物を使用できる。
		③新館	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力:建築基準法レベル(Ⅲ類) 杭の性能:地震力の考慮無し 	<ul style="list-style-type: none"> 部分的損傷が生じるが建物全体の耐力低下は著しくない。ただし、杭損傷の可能性がある。
		④北新館	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力:建築基準法の1.25倍レベル(Ⅱ類) 杭の性能:地震力の考慮無し 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな補修を行うことなく建物を使用できる。ただし、杭損傷の可能性がある。
		⑤東館	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力:建築基準法レベル(Ⅲ類) 杭の性能:地震力を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 部分的損傷が生じるが建物全体の耐力低下は著しくない。
	(2)建築非構造部材	①～⑤共通	<ul style="list-style-type: none"> 天井・下地材等の耐震性が十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕上材料やその下地材、建具等に損傷が生じる可能性がある。
	(3)建築設備	①～⑤共通	<ul style="list-style-type: none"> 一部の設備機器の据付けや、空調ダクト・配管・配線などの取付方法に耐震性が不十分な点が見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器、配管類の損傷、移動の可能性はある。
	(4)地盤の液状化	①～⑤共通	<ul style="list-style-type: none"> 各建物ともに液状化対策は行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の液状化により、不同沈下の可能性がある。
2.水害 (浸水)	(1)1階床高さ	①～⑤共通 危機管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 浸水が予想されているが、建物入口には防水板は設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階が浸水する可能性がある。
	(2)地下の有無	①～⑤共通	<ul style="list-style-type: none"> 本館は地上から地下につながるスロープがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階が浸水した場合、地下に水が流入する。
3.その他	(1)受援スペース	危機管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 近年の災害時の対応を考えると面積が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 他の建物との連携
	(2)来庁者の一時滞留	①～⑤共通	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者等の一時滞留スペースが不足 	<ul style="list-style-type: none"> 大津駅や近隣であふれた人が集まる可能性あり。
	(3)駐車場	外部	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両用の駐車台数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両を本庁舎敷地には収容できない。
備考	危機管理センターは地震に対しては十分な性能を有し、液状化対策も行われている。 構造耐力:Ⅱ類、Ⅲ類については15頁、16頁参照			

(1)課題と時間軸を踏まえた取り組みの方向性(短期・中期・長期)

各被害想定に対して時間軸を踏まえた対応の整理が必要

課題		短期的取り組み	中期的取り組み	長期的取り組み	
1.建物性能の向上	(1)構造体		<ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎の耐震性向上。少なくとも大きな補修を行うことなく継続使用できるレベル(Ⅱ類)以上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が高く、浸水にも強い新たな庁舎の整備 効率的な行政運営を考えた施設の集約化 新庁舎を整備する場合、災害時に即応が求められる部署が入居する棟については、Ⅰ類相当の耐震性とすることを検討 	
	(2)建築非構造部材		<ul style="list-style-type: none"> 耐震性向上 		
	(3)建築設備		<ul style="list-style-type: none"> 耐震性向上 		
	(4)地盤の液状化		<ul style="list-style-type: none"> 地盤改良の検討 		
	(5)杭の性能		<ul style="list-style-type: none"> 杭増設の検討(新館・北新館) 		
	(6)浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> 防水板設置 			
	(7)本庁舎の被災	<ul style="list-style-type: none"> 近隣施設の代替庁舎確保 			
2.スペース不足の解消	(1)受援スペース等	<ul style="list-style-type: none"> 新館・東館の大会議室活用等 (仮称)第二大津合同庁舎との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応できる執務室へのリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の集約により生まれる空地の確保により、駐車場や県民利用スペースを整備 	
	(2)来庁者等の一時滞留		<ul style="list-style-type: none"> 一定の広さを有した一時的な避難等のスペースの確保(庁舎の内外) 		
	(3)駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 応援車両・緊急車両のための代替駐車場確保 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車スペースの増設(大型車両も考慮) 		
3.懸念事項		<ul style="list-style-type: none"> 被害が長期化すると、代替庁舎の使用継続や庁舎機能が分散することにより支障がでる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の代替庁舎が必要となるが、県庁舎敷地周囲には代替となる民間ビルが無いいため、新棟を敷地内に計画する必要がある。 新館・北新館の杭増設は敷地内に作業ヤードを確保できないことから、現実的には困難 		

(2)大規模災害時に必要となるスペースの事例

県内外からの様々な機関の受け入れスペースが必要 ▶ 平常時使用しているスペースの機能転換

能登半島地震の際に石川県庁舎で災害対応の中心として必要とされたスペース(※)					滋賀県
機能	面積	県	国	その他機関	危機管理センター
1 保健医療福祉	679㎡	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者連絡本部会議室(116㎡) 災害対策ボランティア本部(60㎡) 		<ul style="list-style-type: none"> DMAT調整本部(246㎡) DMAT避難所調整本部(108㎡) JMAT(93㎡) DWAT(56㎡) 	危機管理センターの有効面積は石川県の場合を下回っているため、対応の検討が必要(不足面積700〜900㎡程度)
2 事案対処	618㎡	<ul style="list-style-type: none"> 政府現地対策本部室(196㎡)-MAX76人 厚生労働省(63㎡) 防衛省・自衛隊(87㎡) 		} 県も関与	
		<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理支援チーム(県)・環境省(57㎡) 			
	会議室	60㎡	<ul style="list-style-type: none"> 国打合せ室(60㎡) 		
3 インフラ	232㎡	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援・インフラ復旧(各省庁)・電気通信事業者・放送事業者・北陸電力(112㎡+60㎡=172㎡) 			
		<ul style="list-style-type: none"> 給水支援チーム(県)・上下水道復旧(国交省・厚生労働省)(60㎡) 			
4 災害対応事務	470㎡	<ul style="list-style-type: none"> なりわい再建支援補助金審査・コールセンター(56㎡) 事業者サポートセンター(62㎡) 災害救助法事務(62㎡) 生活再建チーム・安否不明者・死者氏名公表(56㎡) 物資チーム(56㎡) 孤立対策チーム・危機対策課分室(60㎡) 応急仮設住宅チーム(60㎡) 	<ul style="list-style-type: none"> TEC-FORCE・国交省(58㎡) 		
5 救助機関	180㎡	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理部署の執務室内:消防、警察、自衛隊、海上保安庁、統括指揮支援隊、地方整備局等(120㎡)、休憩室(60㎡) 			
6 リエゾン	60㎡			<ul style="list-style-type: none"> 北海道リエゾン(60㎡) 	
計	2,299㎡	備考: 上記以外に災害対策本部(165㎡)・義援金分配チーム(56㎡)			

※本資料は「能登半島地震対策検討報告書」(発災後3ヶ月における石川県の災害対応の検証)をもとに作成

※災害対応の中心となるスペース不足は、県庁舎全体でどの様な運用を行うか、今後の検討事項

(3) 平常時・災害時の機能転換の事例(長崎県庁舎の執務室等)

- 平常時：コミュニケーションを高め、多様な働き方に対応した執務室
- 災害時：全庁的にフレキシブルに対応可能な執務室

〈平常時〉

〈災害時〉

多様なワークプレイス



01 フレキシブル型



02 チーム型



03 プロジェクト型



04 スクラム型



05 スタンディング型



06 マグネット型



07 集中ブース型



08 図書閲覧(情報探索)型



09 窓面カウンター



010 リフレッシュ型

オープンフロア

物理的・心理的な壁を取り払ったオープンフロアの執務エリア。遮るものがなく見通しがよく、窓面からは外光が入り、自然とアクティビティを誘発しやすい環境。



オープンフロア

- 外部機関の応援 受入れスペース
- 部署横断的作業スペース

- フリーアドレス化や Wi-Fi 環境整備により、一層柔軟な災害対応が可能になる。

来庁者スペース



01 情報コーナー (1階)
専門書から生活情報まで気軽に利用可能



02 協働フォーラム (1階)
様々な形式のワークショップに対応可能



03 協働エリア (低層階)
打合せ以外にも食事や仕事にも使える場



04 協働エリア (高層階)
開放的で気持ちよい空間で打合せや相談実施



05 食堂 (2階)
食事だけでなく気軽な打合せ利用も可能

- 来庁者や帰宅困難者の一時滞留スペース等

(3) 平常時・災害時の機能転換の事例(石川県庁舎の執務室)

平常時:デジタル化+フリーアドレス+Wi-Fiが整備された環境

災害時:災害対応に適したレイアウトにデスクを並び替えるとともに、応援機関等のスペースを確保

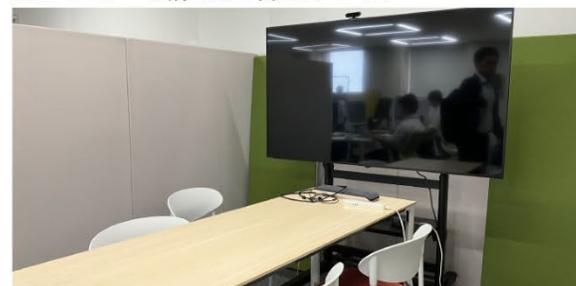
能登半島地震前(2023年)に全庁的にリニューアル(フリーアドレス化、Wi-Fi環境整備等)が完了していたため、柔軟にレイアウト変更する等により災害対応ができた。執務室内に紙資料等の物が無いことが重要とのことであった。



フリーアドレスのオープンオフィス



大型モニターを備えた打合せスペース



中型モニターを備えた打合せスペース



個人ロッカー

(3) 平常時・災害時の機能転換の事例(ロビー空間等)

ロビー(一時避難受入れ) / 来庁者との打合せスペース(被災者支援等)

岐阜県庁舎
(2022年竣工)

玄関ホール



出典:NEWXT HP

長崎県庁舎
(2017年竣工)

玄関ホール (情報・展示コーナー、県民協働スペース等が隣接)



横浜市庁舎
(2020年竣工)

アトリウム



出典:横浜市役所アトリウムHP

1階ミナモホール (移動観覧席を収納して平土間としても利用)



県民協働スペース (上層階)、会議室が隣接



市民協働スペース



出典:コクヨHP

ロビー

打合せスペース等

(3) 平常時・災害時の機能転換の事例(オープンスペース等)

宮崎県庁舎



配置図



防災広場：大型車両 30 台の駐車スペースへと転換

石川県庁舎



配置図



県庁舎全景

耐震安全性の分類・目標

耐震安全性の分類(令和3年版 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説による)

官庁施設の種類		耐震安全性の分類			自治体庁舎での事例
基準	位置・規模・構造の基準	構造体	建築非構造部材	建築設備	
災害応急対策活動に必要な官庁施設	(一) 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設	I類	A類	甲類	●近年新築された庁舎 ・岐阜県庁舎 ・長崎県庁舎 ・横浜市庁舎 ・川崎市庁舎 ・滋賀県危機管理センター ●改修された庁舎 ・静岡県庁舎本館/耐震改修 ・京都市庁舎本館/免震改修 ・愛知県庁舎本館/免震改修
	(二) 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、二以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I類	A類	甲類	
	(三) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和三十五年法律第七十三号)第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域内にある(二)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I類	A類	甲類	
	(四) (二)及び(三)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II類	A類	甲類	広島県庁舎本館・南館・議事堂(改修)
	(五) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I類	A類	甲類	
	(六) 病院であって、(五)に掲げるもの以外の官庁施設	II類	A類	甲類	
多数の者が利用する官庁施設	(七) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((四)に掲げる警察大学校等を除く。)	II類	A類	乙類	
	(八) 学校、研修施設等であって、(七)に掲げるもの以外の官庁施設((四)に掲げる警察大学校等を除く。)	II類	B類	乙類	滋賀県庁舎新館・北新館が該当
	(九) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	II類	B類	乙類	
危険物を貯蔵又は使用する官庁施設	(十) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I類	A類	甲類	
	(十一) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II類	A類	甲類	
その他	(十二) (一)から(十一)に掲げる官庁施設以外のもの	III類	B類	乙類	滋賀県庁舎本館・新館・東館が該当 山梨県庁舎別館(日本館)/耐震改修後 神奈川県庁舎本館/耐震改修後

※危機管理センターは構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類

耐震安全性の目標(令和3年版 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説による)

部位	分類	耐震安全性	備考
1.構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	構造耐力： 建築基準法の1.5倍
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	構造耐力： 建築基準法の1.25倍
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	構造耐力： 建築基準法レベル
2.建築非構造部材	A類の外部及び特定室	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。	
	B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	
3.建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	

※特定室:活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。